

吹田市一般廃棄物再生輸送業の指定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般廃棄物再生輸送業(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。))第2条第2号に規定する一般廃棄物のみ収集又は運搬を行う事業をいう。以下同じ。)の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

第2条 一般廃棄物再生輸送業の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物再生輸送業の用に供する施設及び当該者の能力が省令第2条の2各号に掲げる基準に適合すること。
- (2) 一般廃棄物を排出する事業者(以下「排出事業者」という。)から委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を行う事業であること。
- (3) 収集及び運搬を行う一般廃棄物の大部分が再生利用されるものであること。
- (4) 一般廃棄物再生輸送業により生活環境の保全上支障が生じないこと。
- (5) 当該者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。))第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の申請)

第3条 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けようとする者は、一般廃棄物再生輸送業指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書(法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び商業登記簿謄本)
- (2) 直近の年度分の所得税若しくは法人税又は市町村民税の納税証明書
- (3) 履歴書(法人にあつては、役員に係るものを含む。)
- (4) 事務所、車庫等を所有する場合は、それを証明する書類(借用する場合は、その契約書の写し)
- (5) 収集運搬車及び車庫の写真並びに車庫付近の見取図
- (6) 収集運搬車の自動車検査証及び自動車保険証の写し
- (7) 従業員名簿
- (8) 排出事業者名簿
- (9) その他市長が必要と認める書類

(指定証の交付等)

第4条 市長は、前条の申請書等の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、一般廃棄物再生輸送業指定証(以下「指定証」という。)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、指定に当たっては、指定の有効期間を定めるものとし、生活環境の保全上必要があると認めるときは必要な条件を付することができる。

(一般廃棄物再生輸送業の変更又は廃止の届出)

第5条 一般廃棄物再生輸送業の指定を受けた者(以下「指定業者」という。)は、当該指定に係る申請事項に変更があつたとき又は事業の全部若しくは一部を廃止したときは、当該事由が生じた日から10日以内に一般廃棄物再生輸送業指定変更・廃止届出書に指定証を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定証の書換え)

第6条 市長は、前条の届出書の提出があつた場合において、指定証の記載事項に変更があつたときは、指定証の書換えを行うものとする。

(指定の更新)

第7条 指定業者は、指定の有効期間の満了後も引き続き事業を行おうとするときは、当該期間の満了日の1月前までに、一般廃棄物再生輸送業指定更新申請書に第3条各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書等の提出があつた場合については、第4条の規定を準用する。

(指定証)

第8条 指定証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

2 指定業者は、指定証を亡失し、又は著しく損傷したときは、損傷の場合にあつては、損傷した指定証を添えて、指定証の再交付を市長に申請することができる。

3 指定証の再交付を受けた指定業者は、亡失した指定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(再委託の禁止)

第9条 指定業者は、排出事業者から委託を受けた一般廃棄物の収集又は運搬の業務を第三者に委託してはならない。ただし、市長が適当と認める場合にあつては、この限りでない。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部を停止させることができる。

- (1) 法の規定若しくは法の規定に基づく処分、この規則の規定又は指定に付された条件に違反したとき。
- (2) 指定業者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当することとなつたとき。
- (3) その他第2条の基準に適合していないと認めるとき。

(4) 偽りその他不正の手段により指定を受けたとき。

(指定証の返納)

第11条 指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに指定証を市長に返納しなければならない。

(1) 指定証の有効期間が満了したとき。

(2) 前条の規定により指定を取り消されたとき。

(帳簿の記載及び保存)

第12条 指定業者は、次の各号に掲げる事項を一般廃棄物の種類ごとに記載した帳簿を備えなければならない。

(1) 収集及び運搬の年月日

(2) 排出事業者ごとの収集量

(3) 収集及び運搬の方法並びに引渡先ごとの引渡数量

2 指定業者は、前項の帳簿を事業場ごとに備え、毎月末日までに前月中における同項の表の右欄に定める事項について記載を終了しなければならない。

3 指定業者は、第1項の帳簿を1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存しなければならない。

(報告)

第13条 指定業者は、毎事業年度終了後3月以内に、一般廃棄物再生輸送業事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する申請書等の様式は、環境部長が定める。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月8日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月20日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則(令和3年5月13日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。